

令和 8 年第 5 回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 5 月 25 日(月)午後 1 時 30 分から 2 時 02 分

2. 開催場所 安芸市役所 2 階 会議室

3. 出席農業委員(10 人)

会長	1 番	内川 昭二
会長職務代理者	2 番	大久保暢夫
	3 番	樋口なぎさ
	6 番	栗山 浩和
	8 番	有澤 節子
	9 番	福本 隆憲
	10 番	公文 啓子
	11 番	千光士 伊勢男
	12 番	小松 昭則
	13 番	小松 豊喜

4. 出席農地利用最適化推進委員(4 人)

伊尾木	黒岩	榮之
土居	入交	大輔
井ノ口	西岡	大作
赤野	小松	幸宏

5. 傍聴者 なし

6. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 届出について
議案第 2 号	農地法第 3 条許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条第 1 項許可申請について
議案第 4 号	農地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について
議案第 5 号	非農地証明願について
議案第 6 号	令和 8 年度農業者年金加入推進活動計画決定について
	て
その他	

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	三宮一仁
事務局次長兼振興係長	小松重矢
事務局農地係長	岩永 章

8. 議事概要

議長 これより、本日の会議を開きます。
議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の委員の皆さまの出欠状況を報告いたします。
定数13人、欠席3人、出席数10人であります。
欠席委員の4番の西岡委員、5番の川島委員、14番小松昌平委員からは、それぞれ所用のため欠席の届出があっております。
また、9番福本委員から遅参の届出が出ております。
次に、事務の概要報告をいたします。5月20日に須崎市で開催された高知県11市農業委員会協議会定例会に、内川会長と小松次長が出席しております。
以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
はい、「異議なし」と認めます。
よって、本定例会の日程は本日1日と決定いたします。
会議規則第21条第2項の規定により議事録署名委員に、公文啓子委員及び小松豊喜委員を指名いたします。

議長 それでは、『報告第1号、農地法第3条の3届出』について、事務局が説明をいたします。

事務局 議案書は1ページをお開きください。
(小松) 『報告第1号 農地法第3条の3届出』です。
今回は、5件の届出が出ています。
5件の届出を議案入力する際、「代表の地番を設定する」という設定をしてしまったことにより、申し訳ありませんが、代表の1筆のみが議案書に掲載されております。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり穴内の合計24筆ですが、代表の1筆のみ掲載されています。面積は24筆の合計4,394.01㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり土居の1筆で、面積は156㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり奈比賀の2筆で、こちらも届出番号1と同様に代表地番の1筆だけが議案書に記載されています。面積は2筆合計270㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号4番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、奈比賀の2筆ですが、代表の1筆のみが議案書に掲載されています。面積は合計425㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

届出番号5番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、奈比賀の17筆ですが、代表の1筆のみ掲載されており、面積は合計8,465㎡です。相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はありませんでした。

説明は以上です。

議長 ただいまの『報告第1号 農地法第3条の3届出について』質問、意見などがございましたら、お願いいたします。

(質問、意見等、なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

議長 続きまして、『議案第2号 農地法第3条許可申請について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 『議案第2号 農地法第3条許可申請について』説明いたします。議案書は3ページになります。今回は1件の申請がありました。

(小松)

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の3筆で、面積は合計785㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズや柿、ミカンの栽培を予定しております。所在地は、4ページに地図を掲載しております。井ノ口、岩崎弥太郎生家の南方向にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は会社役員で農作業の経験はありませんが、経験のある父親や親戚から指導を受けながら栽培管理する計画であり、耕作に必要な機械類も借用する予定になっており、農作業に従事する家族等の状況、農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引き受け除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズや柿、ミカンを栽培する予定をしており、農業に従事する予定者は、年間150日が1名と50日が1名となっています。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので、該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズ、柿、ミカンの栽培が予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、5月14日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、大久保暢夫委員、お願いします。

大久保委員 5月14日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に無いようですので、採決いたします。

『議案第2号 農地法第3条許可申請について』は、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員・多数)

議長 (全員・多数)賛成です。

よって、『議案第2号 農地法第3条許可申請について』は原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、『議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について』を議題として、事務局が説明をいたします。

事務局 議案第3号の5条申請について説明いたします。

(岩永) 今回は2件の申請が提出されております。

議案書は5ページをご覧ください。

申請番号1番。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は畑、面積は451㎡で、転用目的はログハウスの建築、有蓋車・作業場等の設置及び駐車スペース等の整備です。

場所は6ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は、赤野の八流荘の北側にある農地です。5月13日に栗山浩和委員、小松幸宏委員に現地確認していただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分はその他の農地にあたると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれにも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてです。申請地は譲受人の自宅から約 450 mのところであり、数年前から自宅の近くの景色のよい所で、家族で余暇を過ごせる場所を探していて、ログハウスや作業場、家庭菜園や子どもたちとの遊戯スペースなどを置きたいという譲受人の目的を達するには適地であります。令和 5 年 8 月頃、前所有者の相続人である譲渡人に土地売買の合意と、ログハウス等の運搬・設置の許可をもらい、転用許可を得る前ではありましたが、設置したとのことです。令和 6 年 12 月に前所有者が亡くなり、令和 7 年 1 月に譲渡人が相続登記を済ませたため、今般、農地転用の許可申請の手続きを進めることとなりました。写真のとおり、ログハウスや有蓋車、作業場等は既に設置済みで、事後に許可申請を行うものです。なお始末書が提出されております。

②資力や信用につきましては、既設のため建築費等は発生しないものの、許認可・登記費用等の事務費用のための資金について、貯蓄総合口座通帳の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

③遅滞なく事業の用に供するかにつきましては、既設であり転用は完了しております。

④計画面積の妥当性につきましては、ログハウスの建築、有蓋車、作業場等の設置及び駐車スペース等の整備用地として、転用面積が妥当であると判断いたしました。

⑤周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側・南側は市道を挟んで農地、東側は 6 月に 3 条許可申請を行い取得予定、西側は農地で、周辺の農地に関しては被害防除計画が提出されています。雨水は自然浸透により処理します。簡易トイレを設置しているものの、浄化槽や汲み取り式のトイレを設置する予定はなく、雑排水を排水することはありません。これらのことから転用事業による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

議案書 5 ページに戻りまして、申請番号 2 番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は宅地、

現況は畑で、面積は179.73㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は7ページに地図を掲載しています。併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所は、市役所から800m西へ、高台寺集落にある農地です。現地は5月14日に大久保暢夫委員、西岡大作委員に確認していただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると考えています。街区の面積に占める宅地の割合が40%を超えている区域内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてです。譲受人たちは、申請地の隣にある妻の実家で子ども2人と妻の父との5人で暮らしていますが、子どもたちが大きくなってきて現在の住居が手狭となったため、家を建てることを考え始めました。すぐそばに家を建てれば、夫婦2人が日中仕事に出ているときに子どもたちを親に見てもらえ、将来的には夫婦が親の面倒をよく見ることができるよう、申請地に家を建てることを決めました。他に適した用地がなく、当該地を申請することがやむを得ないと認められます。

②資力や信用につきましては、融資に関する書類の写しを確認し、資金面で問題はないと判断いたしました。

③遅滞なく事業の用に供するかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行為されると判断しました。

④計画面積の妥当性につきましては、個人住宅用地として、転用面積が妥当であると判断いたしました。

⑤周辺農地への支障についてですが、当該申請地の西側は譲渡人の農地、東側、北側、南側は宅地です。排水については、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、東側の水路へ、建物への雨水は雨樋を經由して東側の水路へ、その他の雨水は自然浸透させる計画です。このことから転用事業による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

説明は以上です。

議長 現地確認委員の報告を、①を栗山浩和委員、②を大久保暢夫委員、お願いします。

栗山委員 ①です。14日に確認しました。事務局の説明のとおりです。

大久保委員 ②です。14日に現地確認しました。先ほどの説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問・意見等なし)

ほかになれば、採決いたします。

『議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について』、原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

全員賛成です。

よって、『議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について』は、原案どおり認め、許可することに決定しました。

議長 続きまして、『議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 『議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について』説明します(小松) 議案書は8ページからになります。

これらは、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)となります。今回、4件提出がありました。

申請番号1番と申請番号2番と申請番号3番です。借受人が同一なので、併せて説明します。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の2筆と1筆と1筆です。地目は田や畑で、面積はそれぞれ353㎡と978㎡と1,945㎡です。作物は、借受人がユズを栽培する予定をしており、賃借期間はそれぞれ5年間で、28,328円/10a、5,112円/10a、9,255円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、10～12ページにわたって地図がございます。井ノ口松原地区の2か所と沢ノ平橋

の北方向にある農地2か所です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、5月14日に、大久保暢夫委員、西岡大作委員に現地及び写真で確認していただきました。

申請番号4番です。

貸付人、借受人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の2筆で地目は田、面積は1,128㎡です。作物は、借受法人がユズを栽培する予定をしており、賃借期間は15年間で、30,000円/10aの条件で新規設定の計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。所在地につきましては、13ページに地図がございます。川北キセキレイの南方向にある農地です。

各号の判断につきましては、別紙A3の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画(一括方式)の調査書に記載してあるとおりです。

現地につきましては、5月11日に、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号①②③を西岡大作委員、④を樋口なぎさ委員、お願いします。

西岡委員 ①②③です。5月14日に現地確認しました。説明のとおりです。

樋口委員 ④です。11日に現地を見てまいりました。先ほどの説明に間違いありません。

議長 それでは審議をお願いします。

(質問・意見等なし)

別に意見はないようですので、採決いたします。

『議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について』、申請どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、『議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告(一括契約)について』は申請どおり決定いたしました。

議長 続きまして、『議案第5号 非農地証明願について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 『議案第5号 非農地証明願について』説明いたします。

(岩永) 議案書は14ページです。

今回は1件の申請がでております。

申請番号1番、申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は畑、面積は1筆で9.91㎡となっております。

所在地の地図は15ページに掲載しております。歴史民俗資料館から西へ200mほど、土居西木戸地区にある土地で、現在は隣接する宅地の庭のような形で一体的に使われています。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

この土地に隣接する宅地は、現所有者が平成10年に取得し、翌年には現建物が建っています。宅地所有者は、当該申請地について、その当時から宅地と一体的な土地であったと記憶しており、以降、現在に至るまで一切耕作等を行っていないとのこと。また、遅くとも平成22年度には現況地目は宅地であり、現在に至るまで宅地として課税されています。

以上のように、現地の状況及び、安芸市税務課の発行する証明書を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

現地につきましては、5月12日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

説明は以上です。

議長 現地確認の報告を福本隆憲委員、お願いします。

福本委員 12日に現地確認しました。説明のとおりです。

議長 それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

別に(ほかに)ないので、採決いたします。

『議案第5号 非農地証明願について』、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手(全員)

議長 全員賛成です。
よって、『議案第5号 非農地証明願について』申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 それでは、『議案第6号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画決定について』を議題とし、事務局が説明いたします。

事務局 議案書16ページをご覧ください。
『議案第6号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画決定について』説明いたします。全体的に昨年度と同様の計画を予定しております。
1番目の「今年度の加入目標」は5人で、そのうち4人を20歳から39歳までの農業者の加入目標とし、また女性1人を目標としています。
2番目の「推進体制」も昨年と同様、農業委員1人と事務局職員1人の計2人が推進班となります。
3番目の「加入対象名簿」は20人登載しております。
4番目の「加入推進強化月間」については、8月から10月までを設定しており、5番目にありますように「戸別訪問の実施」を計画しています。
6番目の「加入推進対策会議及び研修会の実施計画」につきましては、まず本日の定例会で今年度の活動計画を承認いただきます。次に、農業者年金制度の勉強会の開催ですが、今年度は11月に計画しております。
7番目の「加入対象者に対する説明会等の実施」につきましては、11月に年金相談会、12月の青色申告会開催前後での制度説明会を計画しております。
8番目の「広報普及活動」としまして、今年度も広報あき6月号に現況届の提出依頼とともに加入PR文を掲載予定です。
また、農業委員会窓口での推進チラシの設置や加入対象者に対してパンフレット送付なども予定しております。
説明は以上です。

議長 それでは、審議をお願いします。
(意見、質問なし)
別になければ、採決いたします。
『議案第6号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画決定について』、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
挙手(全員)

- 議長 全員賛成です。
『議案第6号 令和8年度農業者年金加入推進活動計画決定について』、原案どおり決定いたしました。
- 議長 以上で、議案審議は終了いたしました。
それでは、『その他』の件について、事務局から説明いたします。
- 事務局 1点目です。
(岩永) 皆様のお手元にお配りしています、「令和7年度推進委員等の点検・評価」と書かれたA3横置きの紙をご覧ください。これは、昨年度の最適化活動の実施状況を個人ごとにまとめたもので、来月、事務局がとりまとめて県への提出に備えるものです。提出いただいている日誌などをもとに作成しましたが、特に右下②自己の点検・評価の欄は文章を打ち込んでいるため、内容を確認していただきたいです。修正が必要であれば私までお伝えください。修正が必要なければ構いません。よろしくお願いします。
- (小松) 続きまして、私のほうから2点ございます。
1点目ですが、こちら、3月の定例会でお示しさせていただいた「平均賃借料」ですが、下段に参考として、令和7年度中に農地中間管理機構を介して賃貸借のあった農地の平均賃借料を追加しています。こちらの平均賃借料を追加した表をホームページ上で公表します。
2点目は、次回の定例会は6月25日(木)です。今期で終わる委員さんは、最後の定例会となりますので、ご参加の方、よろしくお願いします。
事務局からは以上です。
- 議長 以上で、本日の定例会日程はすべて、終了しました。
- 事務局 起立、礼

この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第 21 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 6 月 25 日

安芸市農業委員会
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員